

別紙1 サービス購入料の構成等について

1 サービス購入料の構成等

(1) サービス購入料の構成

組合が事業者に支払うサービス購入料は、本施設の施設整備業務に係る対価（サービス購入料 A およびサービス購入料 B）、ならびに、本施設の維持管理業務および運営業務に係る対価（サービス購入料 C）で構成される。

組合は、当該サービス購入料に係る消費税相当額（消費税および地方消費税）を加えて支払うものとする。

(2) 事業者の収入

事業者の収入は、組合が支払うサービス購入料および物品販売等による収入である。

【サービス購入料の構成】

対価	名称	対象
本施設の施設整備業務に係る対価	サービス購入料 A	<ul style="list-style-type: none">・事前調査業務費・造成業務費・設計業務費・火葬炉整備業務費・運営・支援システム整備業務費・備品等整備業務費・工事監理業務費・環境保全対策業務費・本施設の引渡しに係る業務費・各種申請業務費・稼働準備業務費・SPC 経費
	サービス購入料 B	<ul style="list-style-type: none">・建設業務費
本施設の維持管理業務および運営業務に係る対価	サービス購入料 C	<ul style="list-style-type: none">・維持管理業務費・運営業務費・SPC 経費（維持管理運営期間中の経費、保険等）

2 サービス購入料の支払い方法

(1) サービス購入料 A およびサービス購入料 B

ア 組合は、事業者提案に基づき予算化するものとし、事業者に対して、施設整備期間中の各年度 1 回、年度末に支払うものとする。

イ 組合は、各年度末において各年度計画の業務にかかる出来高を確認の上、予算の範囲内において支払うものとする。

ウ 組合は、確認した出来高が予算額に満たない場合は、差額分を翌年度予算に追加する。

(2) サービス購入料 C

ア 事業者に対して維持管理・運営期間中に支払うものとする。

イ 支払回数は、令和 10 年度第 1 四半期を第 1 回とし、以降四半期ごとで年 4 回、令和 24 年度第 4 四半期を最終回とした計 60 回とする。

ウ 令和 9 年度の費用（令和 10 年 3 月供用開始予定）については、第 1 回に加算するものとする。

(3) 消費税および地方消費税

- ア サービス購入料を支払う都度、当該サービス購入料に係る消費税相当額（消費税および地方消費税）を加えて支払うものとする。
- イ モニタリングの結果によりサービス購入料が減額された場合や、物価の変動に伴いサービス購入料が増減した場合には、増減後のサービス購入料に応じた消費税相当額を支払うものとする。
- ウ 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および関連法令の変更に伴い、消費税率および地方消費税率が変更された場合、組合は、当該変更の内容に従い、サービス購入料の支払に係る消費税および地方消費税を支払うものとする。

3 サービス購入料の支払い手続き

(1) サービス購入料 A およびサービス購入料 B

- ア 事業者は、提案に基づき各年度末に組合による出来高の確認を受け、当該業務費について、速やかに組合に対して請求書を提出すること。
- イ 組合は、適正な請求書を受領した日から 30 日以内に当該業務費を支払うものとする。

(2) サービス購入料 C

- ア 事業者は、四半期の業務終了後 10 日以内に、当該支払額が確認できる資料（物価変動を含む）を添えて、四半期業務報告書を提出すること。
- イ 組合は、四半期業務報告書受領後 10 日以内にモニタリング結果と減額ポイント（別紙 2 モニタリングおよびサービス購入料の減額等の基準と方法を参照）を勘案した支払額を事業者へ通知する。
- ウ 事業者は、支払額の通知を受領後、速やかに組合に対して請求書を提出する。
- エ 組合は、請求書を受領した日から 30 日以内にサービス購入料 C を支払うものとする。

4 物価変動に伴うサービス購入料の改定

(1) サービス購入料 A の改定

サービス購入料 A は改定しない。

(2) サービス購入料 B の改定

ア 改定請求の時期

組合または事業者は、建設業務の着工前および建設期間中（着工日から 12 か月を経過した後で、工事完成 2 か月前までの期間）の任意の時期で、国内における賃金水準や物価水準の変動により本施設の施設整備業務に係る費用が不相当となったと認めたとき（「建設物価（一般財団法人建設物価調査会）：建築費指数－都市別指数（大阪）（事務所 Office RC－工事原価）」に示す令和 7 年 2 月の指数（既に改定を行っている場合は、改定後の基準に基づく指数）と当該時点に属する月の指数（この場合の指数は、直近の速報値とすることを可とする。）との比（下記ウ(ウ)の α に相当する率）の絶対値が 1,000 分の 15 を超える時をいう。）は、相手方に対してサービス購入料 B の変更を請求することができ、組合または事業者は、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。

イ 改定方法

(7) 着工前における改定方法

変動前工事費等（本契約に定められたサービス購入料 B に係る費用の額をいう。以下(7)において同じ。）と変動後工事費等（下記ウにより算出した変動前工事費等に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前工事費等の 1,000 分の 15 を超える額（以下「改定増減額」という。）について、サービス購入料 B に加除し、サービス購入料 B の改定額を定めるものとする。

(イ) 建設期間中における改定方法

変動前工事費等（本契約に定められたサービス購入料 B に係る費用から下記のウ(ア)の基準日における出来高（工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。）の額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後工事費等（下記ウにより算出した変動前工事費等に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前工事費等の 1,000 分の 15 を超える額（以下「改定増減額」という。）について、サービス購入料 B に加除し、サービス購入料 B の改定額を定めるものとする。

ウ 改定手続

(ア) 上記アの規定に基づく請求のあった日を基準日とする。

(イ) 建設期間中に改定を行う場合、組合は、基準日から 14 日以内に出来高を確認し、変動前工事費等を定め、事業者へ通知する。事業者は、組合が行う出来高の確認に際し、必要な協力をすること。

(ロ) 改定増減額については、令和 7 年 2 月の指数（既に改定を行っている場合は、改定後の基準に基づく指数）と基準日の属する月の指数との間の物価指数に基づき、次の計算式により算定する。

$$Y = \alpha \times X - X \times 15 / 1,000 \quad (\alpha > 0 \text{ のとき})$$

$$Y = \alpha \times X + X \times 15 / 1,000 \quad (\alpha < 0 \text{ のとき})$$

X：変動前残工事費

Y：改定増減額（サービス購入料 B の増減額）

$$\alpha : \text{改定率} = \frac{\text{基準日の属する月の指数}}{\text{令和 7 年 2 月の指数}^{*1}} - 1$$

※1 既に改定を行っている場合は、改定後の基準に基づく指数

※2 当該改定率 α は小数点以下第 4 位を切り捨てるものとし、 α の絶対値が 15/1,000 以下の場合、改定を行わない。

(エ) 改定率の算定に用いる指標は、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会）：建築費指数—都市別指数（大阪）（事務所 Office RC—工事原価）」とし、令和 7 年 2 月および基準日の属する月の指数の確報値とする。上記(ロ)の算定は、基準日に属する月の指数の確報値が公表された時点で行うものとする。

※ 改定率の算定に用いる指標は、落札者決定後から仮契約締結までの間に落札者が提案することができることとする。提案された指標について、組合と協議・合意した上で、事業契約書に定める。

(3) サービス購入料 C

ア 改定方法

サービス購入料 C について、下記ウに示す価格指数が前回改定時（初回は令和 7 年 2 月時の価格指数）に比べて絶対値が 1,000 分の 15 以上の変動が認められる場合に、次の算式に基づき改定する。

なお、対象となる業務ごとに算定を行い、サービス購入料を改定するものとする。

$$Y \times 1 = \beta \times X$$

X : 前回改定時のサービス購入料 C

Y : 改定増減額 (サービス購入料 C の増減額)

改定時の指数※3

$$\beta : \text{改定率} = \frac{\text{改定時の指数} \times 3}{\text{前回改定時の指数} \times 4} - 1$$

- ※1 改定の計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を切り捨てるものとする。
- ※2 当該改定率 β は、小数点以下第 4 位未満を切り捨てるものとし、 β の絶対値が 15/1,000 に満たない場合は、改定を行わない。
- ※3 改定時の指数とは、改定時点 (改定年度の 7 月末時点で確認できる月別確定値) における直近 12 か月の平均値とする。
- ※4 前回改定時の指数とは、前回改定時点における直近 12 か月の平均値とする。なお、初回については、令和 7 年 2 月時点 (提案提出時に確認できる月別確定値) における直近 12 か月の平均値とする。

イ 改定の手続

改定を申請する者は、毎年度 7 月末日までに、価格指数値の根拠となる資料を添付して翌年度のサービス購入料 C の合計金額を相手方へ報告し、確認を受けるものとする。

ウ 改定に用いる価格指数

改定率の算定に用いる指標は、下表に示すとおりである。

- ※ 改定率の算定に用いる指標は、落札者決定後から仮契約締結までの間に落札者が提案することができることとする。提案された指標について、組合と協議・合意した上で、事業契約書に定める。契約締結後、物価変動の指標値として採用している指標が消滅したり、内容が見直されて本事業の実態に適合しなくなったりした場合は、その後の対応方法について組合と事業者との間で協議して定めるものとする。

対象	対象となる費用	指標
サービス購入料 C	維持管理業務費	「企業向けサービス価格指数」－建物サービス (日本銀行調査統計局)
	運營業務費	「企業向けサービス価格指数」－労働者派遣サービス (日本銀行調査統計局)
	SPC 経費	「企業向けサービス価格指数」－法務・財務・会計サービス (日本銀行調査統計局)

5 サービス購入料の減額等

組合は、事業者が実施する各業務に関するモニタリングを行い、業務の実施状況が本事業契約、要求水準および提案内容等に適合しない場合には、本事業契約の規定に従い、事業者に対し、業務改善に関する勧告やサービス購入料の減額等の措置をとるものとする。詳細については、別紙 2 「モニタリングおよびサービス購入料の減額等の基準と方法」を参照すること。